

太平洋戦争前後国外強制動員犠牲者等支援に関する法律

(法律第 8669 号、2007.12.10 制定、2008.6.11 施行)

仮訳

第 1 条(目的)

この法は 1965 年に締結された「大韓民国と日本国間の財産及び請求権に関する問題解決と経済協力に関する協定」に関し、国家が太平洋戦争前後国外強制動員犠牲者とその遺族等に人道的見地から慰労金等を支援することにより、その苦痛を治癒し国民和合に寄与することを目的とする。

第 2 条(定義)

この法において使用する用語の定義は次のとおりである。

1 「強制動員犠牲者」とは次の各号の一に該当する者をいう。

ア 1938 年 4 月 1 日から 1945 年 8 月 15 日の間に日帝により軍人・軍務員又は労務者等として国外に強制動員され、その期間中若しくは国内帰還の過程において死亡若しくは行方不明になった者又は大統領令に定める負傷により障害を負った者として第 8 条第 1 号により太平洋戦争前後国外強制動員犠牲者の認定を受けた者

イ 「日帝強制占領下強制動員被害真相究明等に関する特別法」第 3 条第 2 項第 4 号により被害者の認定を受けた者であつて 1938 年 4 月 1 日から 1945 年 8 月 15 日の間に日帝によって軍人・軍務員又は労務者等として国外に強制動員され、その期間中又は国内帰還の過程において死亡又は行方不明になった者

2 「強制動員生還者」とは 1938 年 4 月 1 日から 1945 年 8 月 15 日の間に日帝によって軍人・軍務員又は労務者等として国外に強制動員され、国内に帰還した者のうち強制動員犠牲者に該当しない者として第 8 条第 2 号により太平洋戦争前後国外強制動員生還者の認定を受けた者をいう。

3 「未収金被害者」とは 1938 年 4 月 1 日から 1945 年 8 月 15 日の間に日帝によって軍人・軍務員又は労務者等として国外で強制動員され、労務提供等をした代価として日本国及び日本企業等から支給されるべきであつた給料、各種手当、弔慰金又は扶助料等(以下"未収金"という)の支給を受けることが出来なかつた者として第 8 条第 1 号により未収金被害者の認定を受けた者をいう。

第 3 条(遺族の範囲等)

① この法において「遺族」とは強制動員犠牲者又は未収金被害者の親族のうち次の各号に該当する者として第 8 条第 1 号により遺族の認定を受けた者をいう。

1 配偶者及び子

2 両親

3 孫

4 兄弟姉妹

- ② 第4条による慰労金及び第5条による未収金支援金の支給を受ける遺族の順位は第1項各号の順位とする。
- ③ 第1項各号の順位に定められた遺族は第4条に定められた慰労金及び第5条に定められた未収金支援金の支給を受ける権利を有する。ただし、同順位者が2人以上である場合には等しい持分により慰労金及び未収金支援金の支給を受ける権利を共有する。

第4条(慰労金)

国家は強制動員犠牲者又はその遺族に次の各号の区分により慰労金を支給する。

- 1 国外に強制動員され死亡又は行方不明になった場合には強制動員犠牲者1人当たり2千万ウォン〔「対日民間請求権補償に関する法律」(法律第2685号として制定され第3615号で廃止された法律をいう)第4条第2項により金銭を支給された場合には強制動員犠牲者1人当たり234万ウォンを控除した金額とする〕
- 2 国外に強制動員され負傷によって障害を負った場合には強制動員犠牲者1人当たり2千万ウォン以下の範囲内で障害程度を考慮して大統領令に定める金額

第5条(未収金支援金)

- ① 国家は未収金被害者又はその遺族に未収金被害者が日本国又は日本企業等から支給を受けるべきであった未収金を当時の日本国通貨1円に対し大韓民国通貨2千ウォンに換算して支給する。
- ② 第1項の場合に未収金の金額が日本国通貨100円以下である場合には未収金金額を日本国通貨100円とみなす。

第6条(医療支援金)

- ① 国家は強制動員犠牲者のうちの生存者又は強制動員生還者のうちの生存者が老齢・疾病又は障害等により治療を必要とし又は補助装具使用を必要とする場合には、治療又は補助装具購入費用の一部を支援する。
- ② 第1項による支援金の支給額、支給方法、その他支給に必要な事項は大統領令で定める。

第7条(慰労金等支給の除外)

次の各号の一に該当する場合には第4条に定める慰労金、第5条に定める未収金支援金及び第6条に定める医療支援金(以下"慰労金等"という)を支給しない。

- 1 強制動員犠牲者、強制動員生還者又は未収金被害者が「日帝強制占領下反民族行為真相究明に関する特別法」第2条に定められた親日反民族行為を行った場合

- 2 「日帝下日本軍慰安婦被害者に対する生活安定支援及び記念事業等に関する法律」等により強制動員期間に被った被害に対しすでに一定の支援を受け若しくは現在受けている者又はその遺族
- 3 1947年8月15日から1965年6月22日まで継続して日本に居住した者
- 4 大韓民国の国籍を有しない者

第8条(太平洋戦争前後国外強制動員犠牲者支援委員会)

次の各号の事項を審議・決定するために国務総理所属の太平洋戦争前後国外強制動員犠牲者支援委員会(以下"委員会"という)を置く。

- 1 太平洋戦争前後国外強制動員犠牲者及びその遺族又は未収金被害者及びその遺族の認定に関する事項
- 2 太平洋戦争前後国外強制動員生還者の認定に関する事項
- 3 太平洋戦争前後国外強制動員犠牲者の負傷による障害の判定に関する事項
- 4 慰労金等の支給に関する事項
- 5 その他に大統領令に定める事項

第9条(委員会の構成及び運営)

- ① 委員会は委員長2人を含む11人以内の委員で構成し、委員は関係公務員及び学識と経験が豊富な者のうちから国務総理が任命又は委嘱する。
- ② 委員長は関係公務員たる委員及び委嘱委員から国務総理が各1名を共同委員長に任命又は委嘱する。
- ③ 公務員でない委員の任期は2年とし、1回に限って再任することができる。
- ④ 委員会の事務を処理するため委員会に事務局を置く。
- ⑤ その他委員会の組織及び運営等に必要な事項は大統領令で定める。

第10条(分科委員会)

- ① 委員会の業務を効率的に遂行するために委員会に分科委員会を置くことができる。
- ② 分科委員会の組織及び運営等に必要な事項は大統領令で定める。

第11条(委員の欠格事由等)

- ① 次の各号の一に該当する者は委員となることができない。
 - 1 大韓民国の国民でない者
 - 2 「国家公務員法」第33条第1項各号の一に該当する者
 - 3 「公職選挙法」により実施する選挙に候補者(予備候補者を含む)として登録した者
- ② 委員が第1項各号の一に該当することになる場合には当然に退職する。
- ③ 委嘱委員が次の各号の一に該当する場合には解嘱することができる。

- 1 心身障害によって職務遂行が不可能又は著しく困難と認められる場合
- 2 職務怠慢、品位損傷、その他の理由によって委員として適当でないとして認められる場合

第 12 条(委員の除斥・忌避・回避)

- ① 委員は次の各号の一に該当する場合には当該審議・決定において除斥される。
 - 1 委員又はその配偶者若しくは配偶者であった者が慰労金等の支給申請をした場合
 - 2 委員が慰労金等の支給申請者と親族又は親族であった場合
 - 3 委員が慰労金等支給申請に関して当事者の代理人として関与し又は関与したことがあった場合
- ② 慰労金等の支給申請者は委員に審議・決定の公正性を期待することが困難な事情がある場合、委員会に委員の忌避を申立てることができる。
- ③ 委員本人は第 1 項各号の一又は第 2 項の事由に該当する場合には自ら委員会の審議・決定を回避することができる。

第 13 条(委員等の秘密漏洩禁止)

委員会の公務員でない委員又は委員であった者及び委員会の公務員でない職員又は職員であった者は業務遂行過程で知り得た秘密を漏洩し又は委員会の業務遂行以外の目的で利用してはならない。

第 14 条(慰労金等の支給申請)

- ① 慰労金等の支給を受けようとする者は大統領令に定める証明資料を添付して書面で委員会に慰労金等の支給を申請しなければならない。
- ② 第 1 項による慰労金等の支給申請はこの法の施行日から 2 年以内にしなければならない。ただし、申請期間内に申請することができない特別の事情がある場合には大統領令の定めるところにより申請期間を延長することができる。
- ③ 委員会は第 1 項により提出された申請書又はその他の関連証明資料に不備な事項があると判断する場合には申請者に補完しなければならない事項及び期間を明示してその補完を要求することができる。
- ④ その他慰労金等の支給申請に必要な事項は大統領令で定める。

第 15 条(審議と決定)

- ① 委員会は慰労金等の支給申請を受けた日から 6 ヶ月以内に支援の可否とその金額を審議・決定しなければならない。ただし、期間内に決定することができない正当な事由がある場合には委員会の決定により 1 回に限り 90 日の範囲内で審議・決定期間を延長することができる。

- ② 第14条第3項により申請者が申請書類を補完した場合には補完された書類を受領した日から6ヶ月以内に審議・決定しなければならない。
- ③ その他審議・決定に必要な事項は大統領令で定める。

第16条(決定書の送達)

- ① 委員会は慰労金等の支給又は不支給を決定した場合には30日以内にその決定書正本を申請者に送達しなければならない。
- ② 第1項の送達に関しては「民事訴訟法」の送達に関する規定を準用する。

第17条(再審議等)

- ① 第15条により委員会が決定した事項に対し異議がある者は決定書の送達を受けた日から30日以内に委員会に再審議を申請しなければならない。
- ② 第1項による委員会の再審議決定は90日以内に行わなければならない。ただし、その期間内に決定することができない正当な事由がある場合には委員会の決定で1回に限り90日の範囲内で再審議決定期間を延長することができる。
- ③ 再審議及び再審議決定書の送達に関しては第15条及び第16条を準用する。

第18条(申請者の同意と慰労金等の支給)

- ① 決定書正本の送達を受けた申請者が慰労金等の支給を受けようとする場合にはその決定に対する同意書を添付して委員会に慰労金等の支給を請求しなければならない。
- ② 慰労金等の支給に関する手続等に必要な事項は大統領令で定める。

第19条(慰労金等の支給を受ける権利の保護)

慰労金等の支給を受ける権利は譲渡若しくは担保として提供し又は差し押さえることができない。

第20条(租税免除)

慰労金等に対しては租税特例制限法の定めるところにより国税及び地方税を賦課しない。

第21条(消滅時効等)

- ① 慰労金及び未収金支援金の支給を受ける権利は決定書正本が申請者に送達された日から1年間行使しない場合には時効の完成により消滅する。
- ② 第6条による医療支援金の支給を受ける権利は第14条第1項による支給申請をした日から発生する。

第22条(還収等)

- ① 国家は慰労金等の支給を受けた者が次の各号の一に該当する場合にはその支給を受けた慰労金等の全部又は一部を還収することができる。
 - 1 虚偽その他の不正な方法により慰労金等の支給を受けた場合
 - 2 錯誤その他の事由により過って支給された場合
- ② 国家が第1項により慰労金等を還収する場合には「国税徴収法」を準用する。

第23条(事実調査等)

委員会は慰労金等の支給審査のために申請人、証人、若しくは参考人等から証言若しくは陳述を聴取し又は必要と認める場合には検証若しくは調査を行い、行政機関その他の関係機関に対し必要な協力を要請することができる。この場合、行政機関その他の関係機関の長は特別な事由がない限り遅滞なくこれに応じなければならない。

第24条(公務員の派遣等)

- ① 委員長は委員会の業務遂行のために必要と認める場合には国家機関又は地方自治体に対し所属公務員の派遣勤務及びこれに対する必要な支援を要請することができる。この場合、派遣要請等を受けた国家機関又は地方自治体の長は業務遂行に重大な支障がない限りこれに応じなければならない。
- ② 第1項により公務員を派遣した国家機関又は地方自治体の長は委員会に派遣された者に対し人事上不利な措置をしてはならない。

第25条(権限の委任・委託)

- ① 委員会は業務の処理のために必要と認める場合には大統領令の定めるところによりその業務の一部を特別市長・広域市長・道知事・特別自治道知事又は市長・郡守・区庁長(自治区の区庁長をいう)に委任することができる。
- ② 委員会は大統領令の定めるところにより慰労金等の支給に関する事務を金融機関等に委託することができる。

第26条(罰則適用における公務員擬制)

公務員でない委員会の委員又は職員は「刑法」第129条から第132条までの規定による罰則の適用については公務員とみなす。

第27条(罰則)

- ① 虚偽その他の不正な方法により慰労金等の支給を受けた者又は受けさせた者は5年以下の懲役又は500万ウォン以下の罰金に処する。
- ② 第1項の未遂犯は処罰する。
- ③ 第13条に違反した者は2年以下の懲役又は300万ウォン以下の罰金に処する。

付則<第 8669 号、2007.12.10>この法は公布後 6 月が経過した日から施行する。ただし委員会の委員及び所属職員の任命、この法の施行に関する委員会規則の制定及び委員会の設立準備は施行以前に行うことができる。